

# 乗用タクシーの営業区域の変更 に係る地方公共団体による 要請権限の付与

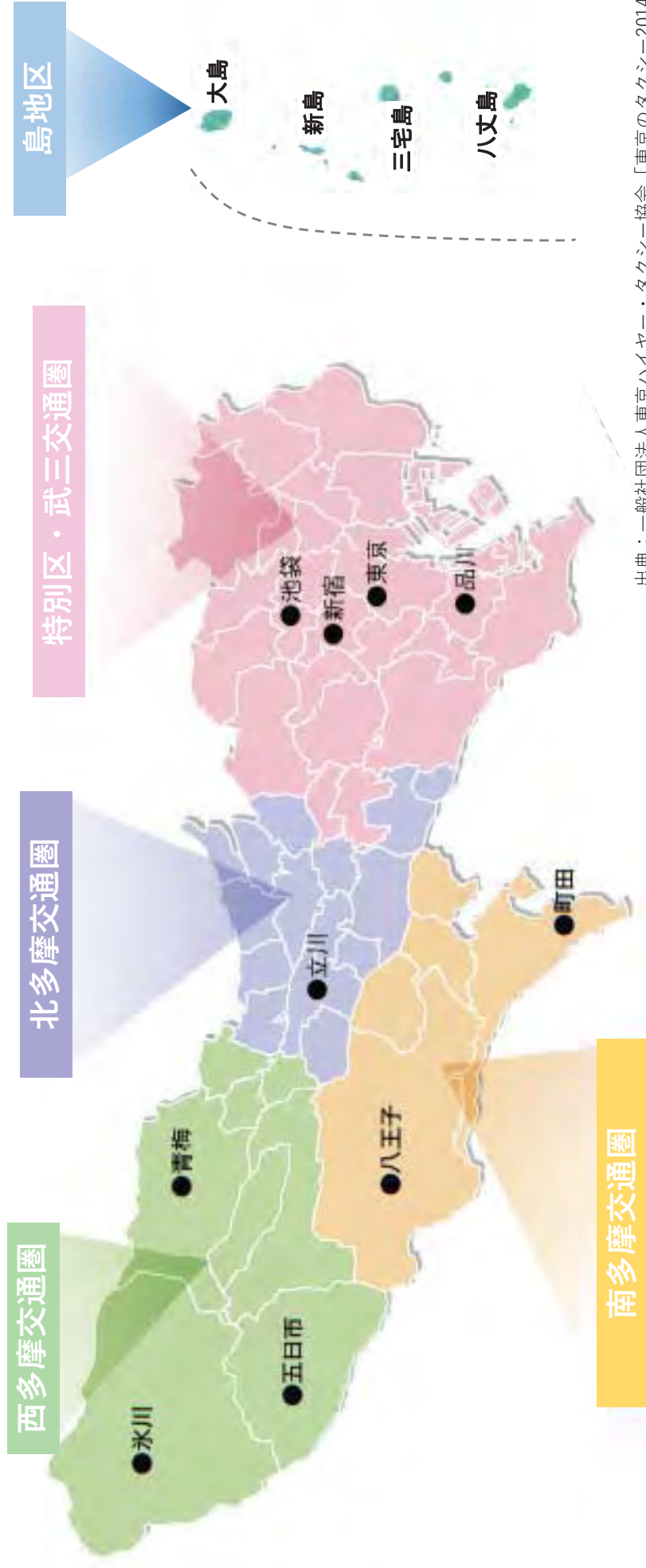


奈良県五條市 企画政策課  
令和元年7月16日

## タクシースターの営業区域について

- ★道路運送法上、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)については、営業区域が定められている。
- ★タクシーの発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送をしてはならないとされている。  
= 発地又は着地のいずれかが営業区域内でなければならない。
- ★営業区域は、地方運輸局長が定めることとされている。

【参考】東京都のタクシー営業区域







# 五條市における支障事例について

★平成17年の合併（五條市、西吉野村、大塔村）後、タクシースターの営業区域が市内で分断

【旧五條市地域】金剛交通圏  
（事業者は2社）

【旧西吉野村・大塔村地域】大台交通圏  
（事業者は1社）

★平成29年、本市の大台交通圏に属するタクシースター事業者1社（旧西吉野村地域を中心に営業）※が廃業

★道路運送法の規定により、金剛交通圏の事業者が発着ともに大台交通圏での営業はできない

⇒ **自家用車を持たない旧西吉野村地域の住民の交通手段の確保に支障**

★道路運送法施行規則の規定により、タクシースターの営業区域は地方運輸局長の権限

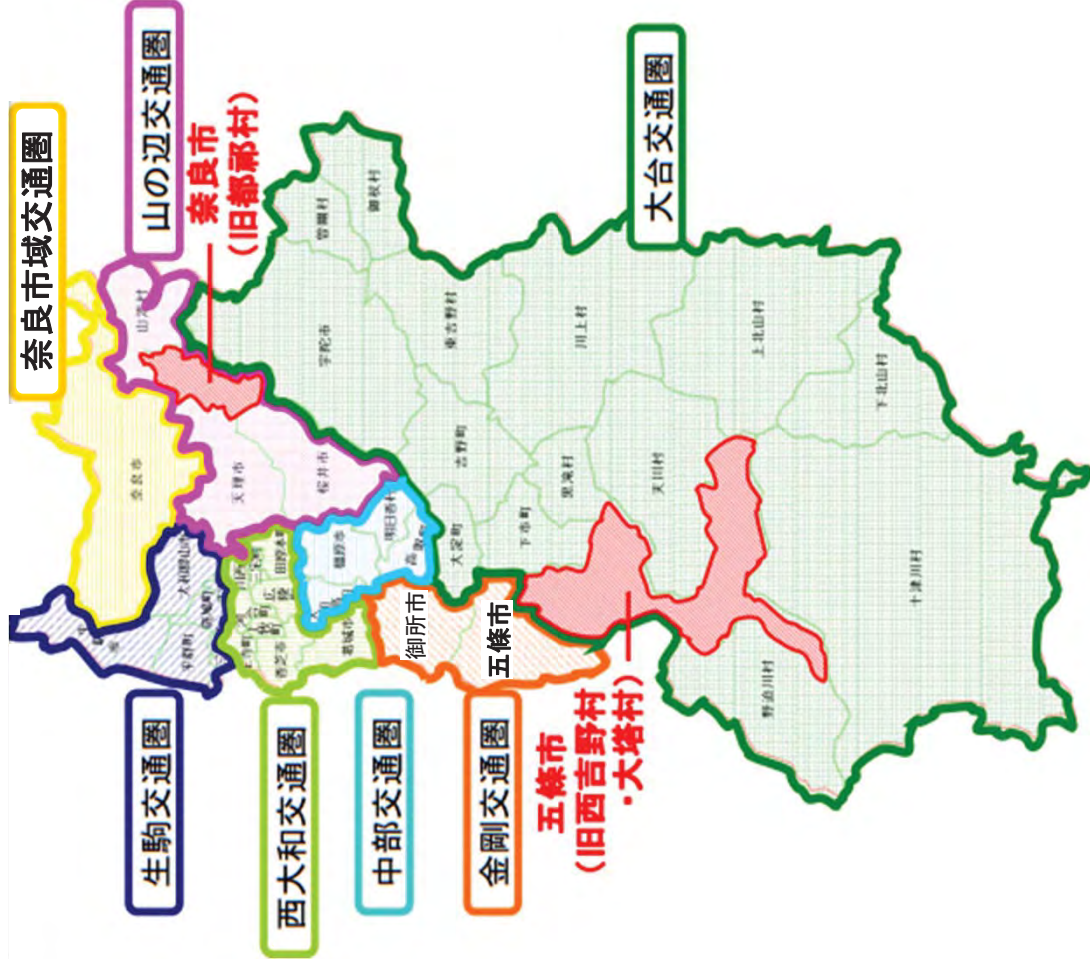
⇒ **法制度上、営業区域について地域住民の意見を反映させるスキームが整備されていない**

<参考>

※ 廃業したタクシースター事業者のH29の利用者は月平均約70名

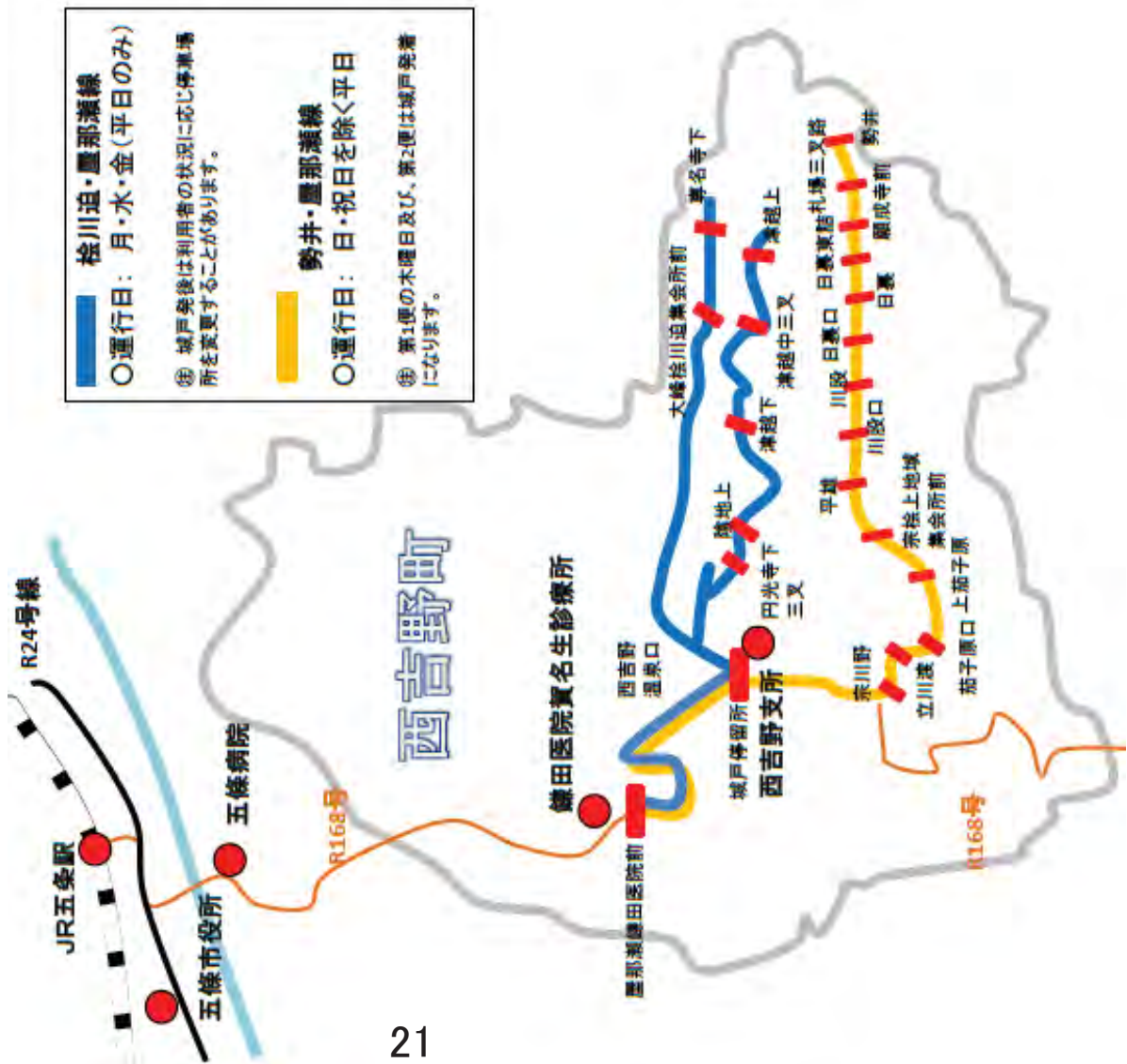
※ 五條市住基人口30,518人、うち旧西吉野村地域人口2,409人（H31.3時点）

奈良県のタクシースター営業区域



# 旧西吉野村地域における地域公共交通

## 五條市コミュニティバス西吉野コース 運行路線図



西吉野町の景色



出典：（一財）奈良県デジタルサービスローラーHP 「なら旅ネット」



# 国土交通省通知について

◎市町村合併等と一般旅客自動車運送事業の営業区域の関係について

〔昭和29.4.17 自旅第446号・自貨第112号  
運輸省自動車局長から各陸運局長あて通達〕  
最近改正 平成14.1.31 国自総第448号・国自旅第165号・国自貨第107号・国自整第150号

平成14年2月1日からの改正道路交通法の施行により、一般乗用旅客自動車運送事業においては需給調整規制が廃止され、事業区域ごとの免許制から許可制となるが、許可制の下における同事業の営業区域は、従来の需給判断を行う単位ではなく、事業者が営業を行う地理的な範囲であることから、今後、市町村合併等が行われる場合には、下記により取り扱うこととする。

## 記

- 22 1 市町村合併が行われた場合においては、同一の市町村域は同一の営業区域に含まれることが望ましい。したがって、市町村合併に伴い、同一の市町村域が複数の営業区域にまたがることとなった場合には、旅客流動の実態からみて著しく問題がある場合等を除き、原則として、営業区域の統合等を図ることが望ましく、その場合には、その旨を公示等した上で、所要の事業計画の変更手続を行わせることにより処理することとする。
- 2 また、1のような問題が生じるのは、基本的には、現在、交通圏単位の営業区域を設定していない地域であることから、このような地域においては、市町村合併等に向けた動き、交通流動等を考慮しながら、引き続き、交通圏の設定を進めることとされたい。
- 3 なお、異なる運賃ブロックに属する営業区域を統合することは、運賃の適用についての混乱を招くこととなるので、上記1・2にかかわらず、慎重に取り扱うこととされたい。
- 4 一方、営業区域の範囲を変更しない場合であっても表示方法にすぎず、営業区域そのもの実態的範囲に影響を及ぼさないことは言うまでもないが、営業区域の内容を適切に表示することが必要であるため、営業区域の表示の変更について、営業区域に係る各地方運輸局長の公示についてあらかじめ所要の改正を行うこと等適当な方法により、明確にしておくことが妥当である。

(注) 営業区域の表示変更の一例 (○○市に××町が編入された場合) を挙げれば次のとおりである。

編入前の営業区域 : ○○市

編入後の営業区域 : ○○市 (ただし、平成 年 月 日に編入された旧××町の区域を除く。)

# 五條市が求める対応策

改正案

- ★市町村長は、タクシ事業の営業区域（当該市町村の区域が含まれる部分に限る。）の変更について、地域公共交通会議において同意を得た上で、国土交通大臣に対し要請することができる。
- ★国土交通大臣は、当該要請があった場合には、これに回答しなければならない。

⇒**法制度上、タクシの営業区域の変更について地域住民の意見を反映させることが可能に!!**

※ 地域公共交通会議について

地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便性を向上させるため、地域の実情に応じたバスなどの乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等について、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられた。



## 地域での合意形成

経路の設定（路線の新設・変更）、停留所の設置や運賃設定等の手続が簡略・弾力化

地域の多様なニーズに的確に対応した運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現